

## 2 調査手法

### (1) 基礎調査

本調査を実施するに当たり、全国の引取者のない死亡人の発生状況、遺留金等の保管状況等を明らかにする既存の情報がなかった。そのため、遺留金等の発生事例の有無、その保管状況や処理状況等を把握し、個別の地方公共団体に対する調査を実施する上での基礎資料を得ることを目的として、令和3年11月から基礎調査を実施した。

行旅法、墓埋法及び生活保護法並びにこれらの法律に区別できないものとして区別不能の4種類の調査票を用いて、47都道府県及び1,741市区町村（指定都市20、中核市62、指定都市及び中核市以外の市区町村（以下「一般市区町村」という。）1,659（市710、特別区23、町743、村183））に依頼し、以下の表2-(1)のとおり回答を得た。

表 2-(1) 基礎調査への回答状況

調査対象機関の種類	母数	法律等別の回答数			
		行旅法	墓埋法	生活保護法	区別不能
市区町村	1,741	1,078	1,068	691	271
指定都市	20	17	17	18	4
中核市	62	61	58	61	15
一般市区町村	1,659	1,000	993	612	252
都道府県	47			37	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 都道府県に対しては、福祉事務所による生活保護法に基づく葬祭扶助の実施状況のみ調査した。

### (2) 実地調査

基礎調査の回答を踏まえ、引取者のない死亡人の遺留金を処理、保管等した実績のある71市区町村（指定都市12、中核市18、一般市区町村41）を選定した。

また、後記4(4)の「都道府県から一般市区町村への葬祭費用の不足分に係る弁償の実施状況」を調査するため、選定した市区町村の所在する都道府県から、15都道府県を選定した。

さらに、後記4(2)の「葬祭費用に充当するための預貯金の引き出しの実施状況」に関連し、選定した市区町村が預貯金の引き出しを断られた金融機関から、10機関を選定した。

なお、選定した市区町村において、担当部局が新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応等で多忙となった場合や、3法律のうち一部の法律の事例がない場合などは、調査事項を限定して実地調査を行ったため、調査事項によって調査対象市区町村数が異なる。

また、後記6(3)の「遺骨の保管状況」については、基礎調査の結果に基づき、別途個別に照会するなどして調査を実施した。